



市場衛生だより



千葉市保健所 食品安全課 市場・食鳥監視室 TEL: 238-9959 ~vol. 2 July 2026~

TOPICS 市場の夏の風物詩 ～ 一斉監視のシーズンがやってきました ～

今年も暑い季節がやってきました。みなさん、夏の風物詩といえば、何を思い浮かべますか？

花火や祭りなどのイベントやかき氷・スイカといった食べ物など、人によってそれぞれあるかと思いますが、市場内で働いている人にとっては、もう一つ、毎年欠かさずやってくる「夏の風物詩」があります。それは、、、、



——保健所による「夏期の一斉監視」です！——



千葉市では、毎年6月1日から9月30日までを食品衛生夏期対策期間、8月を食品衛生月間としており、この時期は食中毒の原因菌が増えやすいことから、監視指導を強化しています。

そのため、保健所職員が市場内を巡回し、衛生管理の状況を1つ1つ確認していますので、指摘された部分については、「指導された」ではなく、「改善のヒントが見つかった」として前向きに捉えていただけたらと思っています。

また、わからないことがあれば、巡回中の職員にお気軽にご相談ください。



～保健所職員が当日にチェックする主なポイント～

- ①施設・設備の清掃状況 ②許可証の掲示場所 ③手洗い設備（流水式手洗い設備）・消毒設備
- ④冷蔵（凍）庫の温度計設置 ⑤ねずみ及び昆虫の駆除実施記録や温度計等の点検結果記録
- ⑥HACCPに関する記録（健康記録や温度管理記録などの衛生管理計画に基づく実施記録など）



重要なお知らせ～事前に必ず確認してください～



監視時に従業員数を伺うので、事前にご確認をお願いします。

※事務員・配送専任を除く、1日あたりの食品を扱う人の数をご確認ください。

正確な数を出すことが難しい場合は、以下の①～③の区分けで該当する記号をお伝えください。

販売店・飲食店 ① 4人以下 ② 5～29人 ③ 30人以上

製造所 ① 4人以下 ② 5～49人 ③ 50人以上

※短時間勤務（パート等）の場合は、8時間営業中4時間働く場合は、0.5人と数えます。

市場内からの質問に答える Q & A ～市場の再整備編～ 営業許可ってどうしたらよいの？

市場内で働いていると、保健所に聞きたいことが時々あるかと思います。一人が気になっていることは、実は他の人も気になっていることかもしれません。今回は市場の人達から以前にあった質問をもとにして、市場の再整備における営業許可について対話形式で紹介していきます。



市場の事業者（許可業種） Aさん

今後、市場が再整備されて建物が建て替わるって聞いたんだけど、その際に保健所での手続きって何か必要なんですか？

保健所 Bさん

はい。許可が必要な業種については、新しい施設で営業を開始する前に、事前に保健所で営業許可の申請をして、営業許可を取る必要があります。



市場の事業者 Aさん

え、今持っているのにまた取らないといけないんですか…？

保健所 Bさん

そうなんです。今までの許可は今の施設に対するものなので、同じ住所でも、再整備により施設の場所や設備が変わってしまう場合は、食品衛生法上の営業許可を新たに取得していただく必要があります。また、施設・設備については、新しい食品衛生法に合致した施設・設備を備える必要があります。



市場の事業者 Aさん

HACCP の記録とかも、また作り直しになるんですか？

保健所 Bさん

施設や設備が新しくなると、手順が多少変わることがあるため、見直しは必要になりますが、ゼロから作る必要はありません。今の HACCP の考え方をベースに、新しい施設に合わせて更新していく形で大丈夫です。



 **まとめ** 再整備で施設が新しくなる場合には、新たに「営業許可」の取得が必要です。